

第60回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年10月31日（月） 午後1時30分～午後2時05分
- 2 場 所 長野県庁議会増築棟3階 第2特別会議室
- 3 出席者
（委員） 中村会長、有吉委員、岩井委員、中畠委員、松江委員
（事務局） 重野課長、荻原主事、堀内主事
- 4 議 事
（1） 意見聴取案件について
（2） その他
- 5 閉 会

1 意見聴取案件について

会 長： ただいまより第 60 回長野県個人情報保護運営審議会を開会いたします。
お手元にごございます新規意見聴取案件一覧表の 1 ページ目、番号 120 番の
次世代サポート課の案件から番号 135 番の産業人材育成課の案件まで、事
務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 120～135）

会 長： 何かご意見、ご質問はございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて、番号 136 番の園芸畜産課家畜防疫対策室の案件から番号 139 番
のスポーツ課までの案件と、追加案件 140 番及び 141 番の県立長野図書館の
案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 136～141）

会 長： 何かご意見、ご質問はございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それでは本日の意見聴取案件の審議は以上で終了となります。意見がな
いということで全件適当ということでよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： では、全件適当とさせていただきます。

2 その他

会 長： 続きまして、議事の「その他」に移ります。前回の審議会において、個
人情報の保護に関する法律の施行条例案の概要について事務局からご説明
いただき、9 月定例会へ提出予定とのことでしたが、その後の状
況について事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： いかがでございますか。

会 長： 資料の「2 条例制定の理由及び内容」の「⑩ 訂正・利用停止請求の対象及び請求手続」が前回のご説明と違っていますが、事務局と国のやりとりを経て、このようなかたちでの対応ということになったとのこと。それほど影響はなさそうですか。

事務局： 念のため過去に開示請求を経ないで訂正請求等が行われた案件の件数を調べてみましたが、実績としては10年に1件あるかどうかといった状況でしたので、実務上さほど影響はないのではないかと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

委員： （意見、質問なし）

会 長： では、そういうことでお願いします。

会 長： 続いて事務局から、法の施行準備の中で当審議会へ意見を聴きたい事項があるようですので、ご説明をお願いします。

事務局： （説明）

会 長： いかがでございましょうか。資料の（1）の公文書公開請求手続からいきますか。これは、情報公開条例の改正ということになるのですね。こういう取り扱いはいかがでございましょうか。

委員： 質問します。

会 長： はい、どうぞ。

委員： まず、公文書公開請求の手続の「③公開の実施の写しの交付」の欄で、メールも可能とするということで、メールで公文書公開請求をした方に、決定通知書が手元に届けば閲覧は可能になるのですか。

事務局： はい。

委員： それは、こちらに来てということですか。

事務局： はい。来て見ていただくかたちになります。

委員： メールで請求した方への写しの交付は、（a. b）のbについては、情報公開・法務課が公印に代えて電子署名を付与するという事で到達の確実性を確保するという事ですね。

事務局： 文書に、確かに長野県の機関が発行したものだという証明を付けて、相手方に送付するという形になります。

委員： わかりました。

事務局： 追加でよろしいですか。今の説明の補足ですが、「電子申請」の欄をご覧いただくと、今までも請求書の受付は、どなたでもできましたので認めておりましたが、「②決定通知書の送付」、「③公開の実施」の「写しの交付」は、公印、知事印を押印して郵送をしておりまして、技術的担保ができなかったので、電子申請で受け付けるけれども、文書は郵送で送付するやり方をしておりました。電子署名というやり方ができるようになったので、技術的にはクリアできるだろうということで、今回認めていただきたいのですが、併せて、メールによる文書の交付等を希望する声もいくつかございますので、メールでも、電子署名が使用できるのならば、そういった方法も広げたいというのが趣旨でございます。

委員： はい、わかりました。

会長： ○○委員、いかがですか。

委員： 今説明があった最新の技術を使って、利便性が良くなる方向に検討していて結構だと思います。

会長： よろしいですか。

委員： （意見、質問なし）

会長： 公文書公開請求手続については、このような変更ということでよろしいですね。（2）の自己情報開示請求手続にはありますが、なりすましのおそれ排除ということで、本人確認は慎重にしていきたいと思いますという方向性のようですが、いかがでしょうか。

委員： 時代的に二重に確認するという事は必須ではないかと思えます。

会長： FAXでの請求は認められないこととなりますが、修正案が妥当な気が

します。これについてもよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 当審議会としても、こちらでよろしいということにさせていただきます。
事務局から他にはよろしいですか。

事 務 局： はい。

会 長： 第 59 回会議録について、お手元に送付されていると思いますが、記載内容について何かございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それではこの会議録は確定とさせていただきます。続きまして、次回の審議会の日程ですが、前回の審議会において、令和 5 年 3 月 20 日午後 1 時 30 分からでのご予定をさせていただいておりますが、委員の方々ご都合はよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 3 月の審議会開催の見込みはどの程度でしょうか。

事 務 局： 県では法に基づく個人情報ファイル簿の作成を全庁的に行っている状況と思われませんが、登録簿の変更や目的外利用・提供など、急ぎでご意見を伺いたい案件がでてくる可能性も否定はできませんので、いったん 3 月 20 日でご予定いただきまして、案件の状況次第では開催しないことも有りうるということをお願いいたします。

会 長： わかりました。そのあたりは柔軟に対応いただくということで、一応令和 5 年 3 月 20 日午後 1 時 30 分ということでご予定ください。よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： これで第 60 回個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。